

「令和8年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等」調達仕様書（案）に対する意見等について

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	デジタル庁回答
1	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	1	3	記載された作業内容について、主体や内容を具体的に明記することをご検討ください。（赤字部分が修正案） GSSを活用したガバメントクラウドへの接続を希望する各府省庁の個別システムについて、接続に必要な手続きを案内し、デジタル庁と個別システム間での協議・決定する接続方式やIPアドレスの抽出の調整を打合せ等の方法により支援するとともに、各府省庁の個別システムが実施する作業に必要な情報を整理し案内することで、各府省庁PJMOの当該検討を支援する。	作業内容を正確に理解するため。	ご意見を踏まえ、変更案のとおり修正いたしました。
2	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	2	3	問合せ連絡表の送付元となり得る各府省庁の個別システムの数や、月間の問合せ件数の記載をご検討ください。 また、閲覧資料等として情報提供を想定されている場合は、その旨の記載をご検討ください。	作業規模を正確に理解するため。	閲覧資料にてお示しますので、ご確認をお願いします。
3	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	2	3	記載された作業内容について、主体や内容を具体的に明記することをご検討ください。（赤字部分が修正案） 各府省庁の個別システムへの確認事項に対し、問合せ連絡表を起案する。個別システムからの問合せに対し、技術的な検討についてデジタル庁内部を含めた有識者へ確認の上、回答の作成を支援する。	作業内容を正確に理解するため。	ご意見を踏まえ、変更案のとおり修正いたしました。
4	意見	O1_調達仕様書	6	4	2	5	3	記載された作業内容について、主体や内容を具体的に明記することをご検討ください。（赤字部分が修正案） 各府省のガバメントクラウド上に構築するシステムとGSS間の接続において、本番運用開始後の各府省庁の個別システムからのネットワークに係る障害等の受付、情報の管理、関係者との連絡調整等を行い、安定的な運用を支援する。 また、各府省庁のガバメントクラウドの接続において必要となるネットワーク資源の使用状況のモニタリングを支援する。	作業内容を正確に理解するため。	ご意見を踏まえ、変更案のとおり修正いたしました。
5	意見	O1_調達仕様書	6	4	2	5	3	夜間・休日の障害やサービス停止の疑い等の問合せ受付について、夜間・休日の連絡体制の整備が必要であれば、仕様書への記載をご検討ください。	作業内容を正確に理解するため。	ご意見を踏まえ、仕様書の6.2（3）に作業時間を記載しました。運用対応の時間帯としては、デジタル庁の開庁時間帯である平日9:30～18:15で、土日、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）を除く時間帯となります。サービス停止などの緊急度が高く利用者影響を伴う障害発生時等においては、平日日中帯以外においても体制整備をお願いする想定です。
6	意見	O1_調達仕様書	6	5	1	1	1	報告対象月（報告月前月）の各種情報の集計や確認に時間を要するため、納品時期を「翌月7開庁日以内に提出」等として、作成時間を確保できる納品時期に変更することをご検討ください。	納品物の作成に係る日数を反映した仕様へ変更していただきたいため。	ご意見については、内部でも検討いたしましたが、現行の調達仕様とさせていただきます。納品時期については、作成時間を確保いただけるよう調整させていただきます。
7	意見	O1_調達仕様書	8	6	1	-	3	作業体制では役割が「責任者」「作業担当者」とされていますが、表1の想定作業工数では「責任者」「PM」「PL」「担当」の4種類となっています。そのため、表1の記載に合わせ、要件を求める役割を4種類とすることを検討ください。	想定作業工数に沿った役割の要件を明確化するため。	ご意見については、内部でも検討いたしましたが、現行の調達仕様とさせていただきます。責任者、PMには作業体制に記載の責任者相当、PL、担当には作業担当者相当の役割を求めます。
8	意見	O1_調達仕様書	10	6	3	-	3	「本事業」と記載されている部分は「本業務」の誤記と思われるため、記載の修正をご検討ください。（6.5.、6.10.等、複数箇所あり）	誤記載の可能性があるため。	ご意見を踏まえ、変更案のとおり「本業務」に修正いたしました。
9	意見	O1_調達仕様書	10	6	3	4, 5	3	(4)と(5)の記載内容に一部重複が見られるため、記載の修正をご検討ください。	誤記載の可能性があるため。	ご意見を踏まえ、(5)を削除いたしました。
10	意見	O1_調達仕様書	10	6	3	9	3	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の最新版は令和7年度版と思われるため、参照先をご確認ください。	誤記載の可能性があるため。	確認したところ、最新版は令和7年度版であるため、仕様書の参照元を令和7年度版に修正いたしました。
11	意見	O1_調達仕様書	11	6	4	7, 9	3	(7)と(9)の記載内容に重複があるため、記載の修正をご検討ください。	誤記載の可能性があるため。	ご意見を踏まえ、(9)を削除いたしました。
12	意見	O1_調達仕様書	19	7	-	-	3	「本広告」と記載されている部分は「本公告」の誤記と思われるため、記載の修正をご検討ください。	誤記載の可能性があるため。	ご意見を踏まえ、変更案のとおり「本公告」に修正いたしました。
13	意見	O1_調達仕様書	1	1	5	-	4	「本調達で必要となる作業を整理し、適切な作業スケジュールを提案すること」 図2において、作業想定スケジュールが示されていますが、 ・年間で計画されているイベント ・「4.2.具体的な作業」に記載の作業において計画・想定される作業の記載をいただきたくお願いいたします。	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	計画・想定される作業、頻度については、閲覧資料にてお示しますので、ご確認をお願いします。

「令和8年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等」調達仕様書（案）に対する意見等について

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	デジタル庁回答
14	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	-	4	<p>「表1」において想定作業工数の記載がありますが、「4.2.具体的な作業」のどの作業にどれくらいの工数を想定されているか記載をいただけますと、それぞれの作業内容のボリュームが把握できると思います。</p> <p>このため、以下のような情報の追記をいただきたくお願いいたします。</p> <p>(1)～(3) 一月あたりの件数：〇〇件/月 1件あたりの平均対応工数：〇〇人日</p> <p>(4) 一既存のドキュメント名、ドキュメント数 ナレッジの状態（どのような形式で保管されているか） 「運用設計」は、本業務において設計が必要になるのか、あるいは既存のドキュメントの更新になるのかなどご教示ください。</p> <p>(5) 一運用対応の定常的な業務内容（日次、週次、月次、四半期） 障害対応件数：〇〇件/月 1件あたりの平均対応工数：〇〇人日</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	閲覧資料にてお示ししますので、ご確認をお願いします。尚、「運用設計」は、既存のドキュメントの更新になります。
15	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	(1)	4	<p>「(1) 個別システムの接続方式等の調整・検討支援」</p> <p>本業務の「個別システム接続支援」における具体的な対象範囲について、対象となる個別システム数・種類の目安の追記をお願いいたします。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。対象となる個別システム数・種類の目安については、閲覧資料にてお示ししますので、ご確認をお願いします。
16	意見	O1_調達仕様書	5	4	2	(5)	4	<p>「本番運用開始後の各府省庁の個別システムからのネットワークに係る障害等の受付」</p> <p>障害等の受付・対応の一次窓口は受注者側で担う業務と想定しますが、受付方法の手段(電話、メール、Teams等)の追記をお願いいたします。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。受付方法の手段については、閲覧資料にてお示ししますので、ご確認をお願いします。
17	意見	O1_調達仕様書	6	4	2	(5)	4	<p>「各府省庁のガバメントクラウドの接続において必要となるネットワーク資源の使用状況のモニタリングを実施する」</p> <p>モニタリング環境は、既に整備済みものを利用可能でしょうか。もしくは、受注者にてモニタリング環境の整備が必要な場合、「受注者においてモニタリング環境を整備すること」の追記をお願いいたします。</p> <p>また、モニタリングの具体的な方法・要件（監視項目、ツール、頻度、報告フォーマット等）の追記をお願いいたします。</p>	適切な作業環境の準備、業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。モニタリングは回線使用量等をドキュメントベースで確認することになりますが、詳細は閲覧資料をご確認ください。
18	意見	O1_調達仕様書	6	4	2	(7)	4	<p>「各CSPのサービスに係る情報収集や当庁職員への技術支援」</p> <p>技術支援内容が記載されていないため、以下の観点で業務内容の追記をいただきたくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの範囲・深度まで技術支援を行うのか（例：トラブル対応、運用設計やナレッジ蓄積にかかる対応） ・技術支援の対象（例：省庁職員のみか、委託先や他ベンダーも含むか）が不明。 ・技術支援の提供方法（例：現地対応、リモート、ドキュメント作成、トレーニング実施など） 	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。技術支援の内容としては、主としてCSPへの開域接続に向けた技術仕様やサービスの調査、必要となるドキュメント作成、省庁職員への説明等になりますが、本業務の更なる効率化を図るため、必要に応じてナレッジ資料や運用設計へ反映いただくことがあります。
19	意見	O1_調達仕様書	7	5	2	-	1	<p>契約不適合責任についての記載から、本案件は請負での契約を前提とされているものと想定しますが、「4.2.具体的な作業」および「5.1.成果物一覧」の内容より、貴庁が委託される業務を受注者が遂行する準委任契約の形態に近いものと認識しております。</p> <p>準委任での契約形態を取られます場合、契約不適合責任につきましては削除いただきたくお願いいたします。</p>	業務内容、契約形態を適切にはあくするため	ご意見ありがとうございます。調達仕様書「5.1.成果物一覧」に記載する納品成果物を納品いただくことを想定している契約であることから、本契約は請負契約により実施いたします。
20	意見	O1_調達仕様書	9	6	2	(2)	4	<p>「本業務に必要な作業場所は受注者側で準備することとし」</p> <p>貴庁から貸与いただける環境および物品、受注者側で準備が必要な環境および物品の追記をお願いいたします。</p> <p>また、受注者側で作業端末を準備する場合、必要な端末要件がありましたら追記をお願いいたします。</p>	適切な作業環境を準備するため	当庁から貸与する環境及び物品はございません。受注者側では、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に準拠し、執務環境や物品等の準備をお願いします。なお、当庁とのコミュニケーションは、Teams及びメールになります。

「令和8年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等」調達仕様書（案）に対する意見等について

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	デジタル庁回答
21	意見	O1_調達仕様書	10	6	3	(8)	4	<p>「なお、保守計画書において情報セキュリティ管理計画書に相当する内容が記載されている場合は、当該資料を情報セキュリティ管理計画書に代えても差し支えない。」</p> <p>本調達業務において、「保守計画書」の作成は範囲外となると思いますが、削除頂けますでしょうか。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見を踏まえ、ご指摘の文「6.3(8)」なお書き以降を削除いたしました。
22	意見	O1_調達仕様書	10	6	4	-	4	<p>「「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講ずること。」</p> <p>本調達において対策を行う場合、以下の具体的な追記をいただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な対象範囲(GSSネットワーク等) ・作業範囲(改善提案まででシステム変更や構成含まない等) ・責任分界(受注者・発注者・他ベンダー等)、成果物(提案報告書等)の内容 <p>本調達の作業内容に含めない場合、本記載の削除のご検討をいただきたいと思います。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	本項目は、本業務の実施に当たり、受注者の執務環境のセキュリティ対策を適切に講ずることを求めるものであり、本業務において、GSSガバメントクラウド接続に係る機器やネットワークの運用、管理を行うことを予定しておりません。 したがって、現行の調達仕様とさせていただきます。
23	意見	O1_調達仕様書	10	6	4	(1) (2) (6)~ (9)	4	<p>ログ検知やセキュリティパッチの適用対象は、受注者側で用意する作業環境において利用する機器が対象となるのでしょうか。</p> <p>あるいは、別途運用管理の対象とする機器がある場合は、対象機器、台数等詳細の追記をお願いいたします。</p>	作業対象を明確にし、適切な工数を検討するため	ご認識のとおりです。
24	意見	O1_調達仕様書	11	6	4	(9)	3	<p>本文書は(7)と同じ記載のため、削除をお願いいたします。</p>	重複文書の削除	ご意見を踏まえ、(9)を削除いたしました。
25	意見	O1_調達仕様書	12	6	7	-	1	<p>(1)「本調達において整備・管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、当庁が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、当庁が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（契約後の委託事業開始前より実施される当庁が別途選定した事業者による監査を含む。）。」</p> <p>本監査の対象となります情報システムについて追記をお願いいたします。</p> <p>監査対象となります情報システムが無い場合は、本6.7項の削除のご検討をいただきたいと思います。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。 本項はデジタル庁における情報システムに関する調達において統一的に記載することとしておりますが、本調達においては対象となる情報システムはありませんので、本項に基づいて実施すべき作業は想定されません。
26	意見	O1_調達仕様書	12	6	8	-	1	<p>本項は、システム設計・開発およびそれに伴う運用・保守工程が含まれる場合に必要対応と想定しました。</p> <p>本調達案件においては、システム設計・開発等は含まれないものと思いますので、本項の削除についてご検討をいただきたいと思います。</p> <p>本項を要件として残す場合、「4.2.具体的な作業」に業務の追記と、脆弱性検査の対象となるシステムの追記をお願いいたします。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。 本項はデジタル庁における情報システムに関する調達において統一的に記載することとしておりますが、本調達においては対象となる情報システムはありませんので、本項に基づいて実施すべき作業は想定されません。
27	意見	O1_調達仕様書	13	6	8	(7)	1	<p>「政府情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点を表2に示す。各項目に対して漏れなく対応が必要であることから、業務にあたり不備等を確認した場合は報告及び改善策等を提示し、必要な対応を行うこと。」</p> <p>「必要な対応」がどういった作業までを行うのか、「4.2.具体的な作業」への業務の追記と、対象となるシステムの追記をお願いいたします。</p> <p>改善策提示後の具体的な脆弱性対策は、各システム主管で実施することになることが想定されるため、本調達において該当する業務が無い場合は、本文書の削除のご検討をいただきたいと思います。</p>	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。 本項はデジタル庁における情報システムに関する調達において統一的に記載することとしておりますが、本調達においては対象となる情報システムはありませんので、本項に基づいて実施すべき作業は想定されません。

「令和8年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等」調達仕様書（案）に対する意見等について

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	デジタル庁回答
28	意見	01_調達仕様書	14	6	8	(8) (9)	1	本調達において対象とする範囲を明確に定義し、対象毎に実施する内容が異なる場合には、その内容を具体的に記載いただきたくお願いします。 ----- 「1.3 調達目的」に、「各府省庁の職員や各府省庁が利用する個別システム等とガバメントクラウドを利用する政府情報システム間をGSS-NW（注2）を利用して接続するための技術的な調整業務について支援を求めらるものであり、各種ドキュメント整備及びインシデント対応等の運用における技術的支援等を調達するものである。」記載から、本調達範囲は「接続するための技術的な調整業務」であるため、対象となるスコープは限定的ではないかと考えていることが本意見の背景です。	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。 本調達の範囲は「接続するための技術的な調整業務」だけではなく、「各種ドキュメント整備及びインシデント対応等の運用における技術的支援」も含まれます。
29	意見	01_調達仕様書	14	6	9	-	1	本調達において、セキュリティ監査、セキュリティ診断等を請ける必要がある場合、以下の具体的な追記をいただきたくお願いいたします。 ・具体的な対象範囲(GSSネットワーク等) ・対象期間・頻度、監査・診断方法 ・責任分界(受注者・発注者・他ベンダー等) ・成果物(提案報告書等) ・改善案の作業範囲(改善提案までとシステム更改や構成含めない等) 本調達の作業内容に含めない場合、本記載の削除のご検討をいただきたくお願いいたします。	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。 本項はデジタル庁における情報システムに関する調達において統一的に記載することとしておりますが、本調達においては受注者がセキュリティ監査、セキュリティ診断等の実施を請け負うものではございませんので、本項に基づいて実施すべき作業は想定されません。
30	質問	01_調達仕様書	9	6	1	6	1	表1「想定作業工数」について、今年度までに接続済み又は接続予定の各府省庁の個別システム数、および来年度にGSSを活用してガバメントクラウドへの接続を希望する個別システム数を考慮のうえ、当該作業工数を参考値として理解し、受注者が適切な体制を整備してよろしいでしょうか。	適切な体制を整備するため。	作業工数を参考値として適切な体制を整備していただくようお願いいたします。 なお、接続予定の各府省庁への個別システム数及び来年度にGSSを活用してガバメントクラウドへの接続を希望する個別システムについては、閲覧資料にてお示しします。
31	質問	01_調達仕様書	12	6	8	5	1	サポート期限に関する事項を含むソフトウェアの脆弱性情報の収集対象については、受注者が支援業務で使用するPC及びオフィスソフトである、という理解でよろしいでしょうか。	作業内容を正確に把握するため。	ご認識の通りです。
32	質問	01_調達仕様書	13	6	8	6	1	本調達における「セキュリティ関連のテスト」について、具体的にどのようなテストを、どの程度の規模で実施する想定なのか、ご教示いただけますでしょうか。	作業内容を正確に把握するため。	セキュリティ関連のテストについては、担当当事者において必要に応じて実施させていただきますので、実施する必要が生じた場合、詳細をお話しいたします。
33	質問	01_調達仕様書	2	1	5	図2	1	作業スケジュールには、R8.4に引継ぎが記載されていませんが本調達案件の受注者への引継ぎはございませんでしょうか。 引継ぎがない場合は、運用手順書や作業手順書といったドキュメントは提供いただけるでしょうか。	引継ぎとドキュメントの有無の確認のため。	引継ぎについては、R9.3.20以降の営業日（8日間）で実施する想定です。 なお、運用手順や作業手順などについては閲覧資料でお示しします。
34	質問	01_調達仕様書	5	4	1	(3)	1	「プロジェクトのステークホルダーを整理して、支援実施計画書に定義すること。」とありますが、こちらは受注者組織内部のステークホルダー情報のみでよろしいでしょうか。	情報管理体制図・作業体制図との違いを明確にしたいため。	ステークホルダーの整理と概要については閲覧資料にてお示ししますので、ご確認をお願いします。
35	質問	01_調達仕様書	5	4	2	全般	1	想定する対応時間帯は以下で宜しいでしょうか。 平日9:00-17:30 土日、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）を除く。	作業時間帯の確認のため。	運用対応の時間帯としては、デジタル庁の開庁時間帯である平日9:30～18:15で、土日、祝祭日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）を除く時間帯となります。 サービス停止などの緊急度が高く利用者影響を伴う障害発生時等においては、平日中帯以外においても体制整備をお願いする想定です。 なお、仕様書の6.2（3）に作業時間を記載しましたのでご確認をお願いします。
36	質問	01_調達仕様書	5	4	2	(1)(2)(3)	1	本作業に必要なフロー、手順書及び様式等は整備されているでしょうか。	作業実施の際に必要な情報の有無、整備状況の確認のため。	必要なフロー、手順書及び様式等は整備を進めております。
37	質問	01_調達仕様書	6	4	2	(4)	1	現在、運用設計やナレッジのドキュメント、各種フォーマットなどの様式は整備されていますでしょうか。 もしくは、本調達案件の受注者により、新規で取りまとめ・作成が必要となるでしょうか。 現在ある運用に係る様式、ドキュメントなどをご教示ください。	現在のドキュメント整備状況の確認のため。	運用設計やナレッジのドキュメント、各種フォーマットなどの様式は整備を進めております。 なお、これらについては、閲覧資料をご確認ください。

「令和8年度ガバメントクラウド利用政府情報システムのネットワーク接続支援に係る役務等」調達仕様書（案）に対する意見等について

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	デジタル庁回答
38	質問	O1_調達仕様書	6	4	2	(5)	1	実際にサーバ/NW機器にログインし設定変更等を実施する必要はございません。	運用対応に必要な作業の確認のため。	サーバ/NW機器にログインし設定変更等を実施する業務はございません。
39	質問	O1_調達仕様書	6	4	2	(6)	1	日次定例会の開催時間帯をご教示ください。	開催時間帯の確認のため。	閲覧資料をご確認ください。
40	質問	O1_調達仕様書	6	4	2	(6)	1	日次定例会以外の定期的な会議・打合せ（月次、四半期定例会等）の記載はありませんが、開催はありますでしょうか。ある場合には、受注者の参加は無しということよろしいでしょうか。	月次、四半期定例会開催の有無の確認のため。	現状、当庁担当者と受注者の定例会は毎日実施しているため、月次、四半期定例会は行っておりませんが、必要に応じて別途報告を求めることがあります。会議体については閲覧資料に記載していますので、詳細は閲覧資料でご確認をお願いします。
41	質問	O1_調達仕様書	6	5	1	(1)	1	業務引継書の提出期限はR9.3.19となっていますが、引継ぎはR9.3.20以降の営業日（8日間）で実施することよろしいでしょうか。次の事業者への引継ぎを完了とする指標をご教示ください。	R9.3.20以降で引継ぎ可能な営業日は8日間しかないため、次の事業者と引継ぎ完了の合意が出来ない場合、契約終了後も引継ぎを継続を必要とするかの確認のため。	引継ぎについては、R9.3.20以降の営業日（8日間）で実施する想定です。
42	質問	O1_調達仕様書	7	5	2	全般	1	成果物が契約の内容に適合しないものと記載がありますが、適合するかしないかの判断基準をご教示ください。	成果物一覧の内容が記載されていれば適合すると思われませんが、業務引継ぎ書を参考に次の事業者が業務を実施した場合において、業務継続が出来なくなった場合に不適合となるかの確認のため。	当庁職員にて業務内容の実施状況から、契約の内容に適合しているかを確認、判断を行います。
43	質問	O1_調達仕様書	7	5	2	(3)	1	「契約の不適合により損害を被ったときは、発注者は、損害賠償または契約の解除をすることができる」とのことですが、損害賠償の契約金額の範囲など、上限の設定はございますでしょうか。	本調達案件における契約条件の確認のため。	損害賠償の契約金額の範囲など、上限の設定はございません。
44	質問	O1_調達仕様書	9	6	1	(6)	1	「「4.業務内容」において、記載した各種作業においては、以下の「表1（想定作業工数）」のとおり作業工数を想定している。」とのことですが、業務遂行に支障がなければ各役割の人数の変更は可能でしょうか。	業務内容を明確にし、適切な工数を検討するため。	調達仕様書に記載している工数は、当庁において想定する作業工数の目安であり、業務遂行に支障がないのであれば、各役割の人数を変更いただくことは可能です。
45	質問	O1_調達仕様書	9	6	2	(1)	1	「必要がある場合は対面での対応をおこなうこと。」とありますが、対面での対応場所（出張先）は都内近辺となりますでしょうか。	対面での対応が想定されるエリアの確認のため。	デジタル庁事務室内（紀尾井町）となります。
46	質問	O1_調達仕様書	9	6	2	(2)	1	「本業務に必要な作業場所は受注者で準備することとし」と記載されておりますが、業務遂行場所は受注者が準備した作業場所が基本となりますでしょうか。リモート環境を準備した在宅環境でもよろしいでしょうか。	作業場所及び作業環境を明確にするため。	ご認識のとおり、業務遂行場所は受注者が準備した作業場所と、リモート環境を準備した在宅環境で行っていただくこととなります。そのため、セキュリティには十分に注意した環境で行っていただきますようお願いいたします。
47	質問	O1_調達仕様書	9	6	2	(2)	1	作業用端末は専用端末等を支給されるのでしょうか。	作業環境準備に必要なため。	専用端末は支給いたしません。
48	質問	O1_調達仕様書	10	6	3	(3)	1	「受注者の責に起因する事故であった場合は、損害に対する賠償等の責任を負うこと。」とのことですが、損害賠償の契約金額の範囲など、上限の設定はございますでしょうか。	本調達案件における契約条件の確認のため。	損害賠償の契約金額の範囲など、上限の設定はございません。
49	質問	O1_調達仕様書	11	6	4	(5)	1	電子メールの送受信に関して、本案件において関係各所とのメールのやり取りは、発注者側のメールシステムを利用するのではなく受注者が要件に適合するメールシステムを準備することになりますでしょうか。	メールシステム利用要件を明確にするため。	受注者において、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に準拠し、要件に適合するメールシステムを準備していただきます。
50	質問	O1_調達仕様書	11	6	4	(6)(7)(8)	1	本項目の対象通信をご教示ください。	対象通信を明確にするため。	ご意見については、内部でも検討いたしました。現行の調達仕様とさせていただきます。本項はデジタル庁における情報システムに関する調達において統一的に記載することとしておりますが、本調達においては対象通信はございませんので、本項に基づいて実施すべき作業は想定されません。